



# 生徒心得

石川県立七尾城北高等学校  
令和5年4月1日

## 1 行 動

- (1) 本則に従って正しく行動し、お互いに敬愛・協力の心で学校生活を送る。
- (2) 常に生活時間の合理的配分に工夫をこらし、積極的に余暇を見いだして善用に努力する。

## 2 生徒会活動

学校生活をより豊かにし、有意義なものにするためにも、積極的に生徒会活動を行う。

## 3 学 習

- (1) 登校時間を厳守し、始業のチャイムが鳴る前に速やかに教室に入る。
- (2) 遅刻をした場合は、職員室に置いてある「遅刻届」に必要事項を記入して認印をもらい、遅刻届を教科担任に提出する。(授業の遅刻も遅刻届の提出が必要である)
- (3) 携帯電話(スマートフォン)は、電源を切って1限目の教科担任に預ける。
- (4) 無断欠席、無断欠課、無断早退はしない。  
※度重なる場合は特別指導を行うことがある。
- (5) 途中で外出する場合は、教務室で学校所定の「外出許可証」をもらって外出する。外出中は、「外出許可証」を携帯し、校内に戻ったら教務室にいる先生に連絡する。

## 4 環境・服装

- (1) 教室やその他において、常に身の回りの整理整頓に十分留意する。
- (2) 校舎内外の清掃は、原則として全員で行う。
- (3) 服装は私服を認めているが、華美なものや肌の露出が多いものは認めない。また、入学式・卒業式等の儀式においては、スーツ等の正装で参加する。
- (4) 校舎内では、許可を得たサンダルまたは内履シューズを使用する。
- (5) 体育の授業では、運動に適した服装およびシューズを使用する。
- (6) 化粧、ピアス、頭髮の脱色・染色等は原則しない。

## 5 礼儀作法

言葉づかいに気をつけ、自己の言動に責任を持つ。

## 6 喫 煙

20歳に達している生徒でも、校舎内および敷地内での喫煙を認めない。タバコを所持して校舎内及び敷地内へは入らない。

## 7 交通事故等の防止

- (1) 自転車の利用は、「早めのライト点灯」や「ながら運転の禁止」など、交通ルールを遵守すること。
- (2) 自動車・原動機付自転車の運転免許を取得する場合は、必ず「運転免許取得許可願」を提出し、許可を得なければならない。また、通学で使用する場合も、必ず「自動車通学許可願・原動機付自転車通学許可願」を提出し、許可を得なければならない。許可された者は、学校の敷地内において徐行運転に心がける。
- (3) 自動二輪車の運転免許の取得および通学手段としての利用は禁止する。

## 8 立ち入り禁止場所

- (1) パチンコ店、スナック、その他法律等で禁止されている場所へは、出入りしない。
- (2) 20歳に達している生徒でも、授業時間帯は立ち入り禁止場所への出入りを禁止する。

## 9 アルバイト

アルバイトをする場合は、「アルバイト届」を提出する。なお、上記立ち入り禁止場所でのアルバイトは原則禁止とする。

## 10 スマートフォン（ネット）等の使い方

インターネットを安全に利用するため、情報の信頼性や妥当性を見極めるための考え方や態度を身につける。

スマートフォンやゲーム機などの利用が心身に及ぼす影響を理解し、適切に利用できる考え方や態度を身につける。

- (1) フィルタリングを設定する。（入学時、誓約書の提出）
- (2) 法律で規制されている「出会い系サイト」や「危険を伴う SNS 等の利用」は禁止する。
- (3) メールや SNS の先には、相手の人がいることを理解し、気遣えるようにする。（他を誹謗中傷する書き込み等によってネットいじめなどが起きないようにする。）

### 届出・許可を要する事項

(1) 下宿して通学するとき	「下宿届」
(2) 住所、下宿、保証人の新規・変更があったとき	担任に連絡
(3) 勤務（アルバイト含む）をする場合	「就業届」または 「アルバイト届」
(4) 勤務先（アルバイト含む）に変更があったとき	「就業届」または 「アルバイト届」
(5) 自動車、原動機付き自転車（50cc バイク）の免許を取得する場合	「運転免許取得許可願」
(6) 自動車、原動機付き自転車（50cc バイク）、自転車 で通学する場合	「自動車通学許可願」 「原動機付自転車通学許可願」
(7) 身分証明書を紛失したとき	担任に連絡し、再発行
(8) 欠席、遅刻、早退、外出のとき	「遅刻届」・「早退許可書」・「外出許可書」